ロ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報
ハ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報
二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第三条第五項の受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る受給権者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第五条第一項に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報
ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報
三　［略］
四　［略］

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十六　略］

十七　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。第二十二号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十八　子ども・子育て支援法第三十条の十五第一項の乳児等支援給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該乳児等支援給付認定に係る子ども・子育て支援法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下この号において「乳児等支援給付認定子ども」という。）又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ロ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

ハ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ニ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

ホ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ヘ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ト　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［新設］
［新設］
［新設］

二　［同上］
三　［同上］

第百五十七条　［同上］

［一～十六　同上］

十七　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の施設等利用費の支給に関する事務　当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者（同法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。第十九号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［新設］